

関係医療機関 管理者 様

静岡県健康福祉部医療局感染症対策課長

新型コロナの公費負担に係る医療費の請求について（再依頼）

日頃、本県の感染症対策の推進について、御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

新型コロナの公費負担に係る医療費の請求について、令和 5 年 12 月 13 日付け感新推第 484 号及び令和 6 年 1 月 30 日付け感新推第 569 号によりお知らせしたところですが、別紙のとおり厚生労働省から関係団体あて依頼していることを踏まえ、改めて下記のとおり御対応をお願いします。

記

1 **新型コロナ感染症の医療費（5 類移行前及び移行後）の、早期の請求を引き続きお願いします**

未請求分がある場合は、可能な限り、**令和 6 年 9 月 10 日までに**請求するようお願いします。

※取下げ・再請求の手続きも、可能な限り早期に着手いただくようお願いします。

<参考>

**新型コロナ感染症（5 類移行前）の公費負担の対象となる医療費**

- 検査料・判断料
- 宿泊・自宅療養中の医療費（調剤、訪問看護含む）
- 入院期間中の入院医療費（R5.5 月分まで）

**新型コロナ感染症（5 類移行後）の公費負担の対象となる医療費**

- 入院期間中の入院医療費
- 新型コロナ治療薬の薬剤費

※詳細は、別添『新型コロナ公費負担整理表』を御参照ください。

2 **その他の留意事項**

- ・医療費の請求先は、これまでと同様、審査支払機関（支払基金、国保連）です。
- ・公費の内容・請求方法等は、静岡県のホームページにも掲載しておりますので、御参照ください。

**【静岡県ホームページ】**

「静岡県医療機関向け情報」でも検索できます

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/covid19/iryoukikan/1053099/1024349.html>



担当 感染症対策班  
電話 055-928-7271